

サプライヤー及びビジネス パートナー対象

行動規範



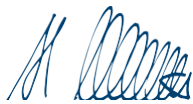
はじめに

関係者各位

150年以上もの間、Greiner AGは持続可能な長期経営を象徴してきました。当社はグローバルに事業を展開する企業として、従業員並びに環境、社会、そして利害関係者の皆様に責任を果たさなければならないことを理解しています。このことから、当社は事業活動において倫理的かつ持続可能な慣行を遵守する義務を負っています。これは、当社サプライヤー及びビジネスパートナーとの関係においても同様に適用されます。

サプライチェーンにおける持続可能性はGreiner AGにとって企業責任の重要な一部です。持続可能性は、資材、製品、サービスを調達するプロセス全体で当社に広く関わっています。包括的アプローチの観点では、環境保護、労働安全、人権遵守といった持続可能性の基準が、当社のサプライヤーを選定、評価、開発する基準に含まれます。

こうしたことから、Greiner AGは本行動規範を策定いたしました。本行動規範は、交渉の余地のない最低限度の基準ならびにサプライヤー及びビジネスパートナーと当社との関係を示す基盤を示しています。この行動規範を示すことで、人や環境に対する責任を負い、また当社の活動ならびにサプライヤー及びビジネスパートナーの事業が、倫理的に正しく、生態学的に持続可能で、かつ社会に受け入れられるものであるよう努めます。



経営学修士(DH)
CEO アクセル・キューナー
(Axel Kühner)



修士
CFO ハンネス・モーザー
(Hannes Moser)

行動規範、3つの柱

サプライヤー及びビジネスパートナーを対象とするGreiner行動規範は、社会的、生態学的、倫理的原理及び原則に基づいています。

社会的原理及び原則

人権

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、人権保護を目的とした世界的に適用される規制を根本的かつ共通の要件として尊重し、守ることを期待しています。これには、サプライヤー及びビジネスパートナーが強制労働も児童労働もしていないことも含まれます。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは少なくとも、国際労働機関（ILO）の条約第138号（最低年齢）、条約第182号（最悪の形態の児童労働）及び条約第105号（強制労働の廃止）に従わなければなりません。

差別のない平等な機会

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが平等な機会と処遇の確保を促進し、従業員の募集や教育訓練の促進又は提供における差別の防止を期待しています。性別、年齢、肌の色、文化、民族、性的指向、政治的志向、障害、宗教、信念の理由で差別されることがあってはなりません。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、国際労働機関（ILO）条約第111号（雇用及び職業についての差別待遇）に従わなければなりません。

結社の自由

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、組合や団体交渉の自由に対する従業員の権利を尊重することを期待しています。従業員代表者は、差別を受けてはならず、従業員の権利行使、苦情の申立て、組合活動への参加、又は権利侵害の疑いの報告を行った結果、その報復として雇用契約を終了されることがあってはなりません。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、国際労働機関（ILO）の条約第87号（団結権の保護）及び条約第98号（団結権及び団体交渉権）に従わなければなりません。

職場における安全と健康

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが従業員の健康と安全を守るために、労働安全衛生に関して適用される法的規制を遵守することを期待しています。サプライヤー及びビジネスパートナーは、国際的に認知された基準に従い、安全上の欠陥を積極的に特定して是正し、継続的に職場環境を改善して健康と安全を確保し保護する必要があります。

最低賃金と勤務時間

サプライヤー及びビジネスパートナーは、あらゆる現地の労働法及び賃金法を考慮した公正な報酬方針に従うことを期待しています。法定規則または団体交渉規則がない場合、報酬は、従業員及びその家族のための適切な生活水準を保証する業界固有の慣習的な集合的給与及び手当に基づきます。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、国際労働機関（ILO）の条約第100号（同一報酬）に従わなければなりません。

生態学的原理及び原則

環境保護

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが環境に対する責任を意識し、措置を講じることを期待しています。これには、環境に配慮した技術の開発と普及を進めなければなりません。各々適用される国の環境法、規制、基準の遵守を求めます。製品の開発、製造、使用段階、及びその他の活動は、温室効果ガス排出の最小化、再生可能資源の利用、そして環境及び健康被害の最小化を考慮しなければなりません。

エネルギーと資源効率

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが天然資源の利用を抑え、空気、土壌、水資源の環境汚染を減らすことを期待しています。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、エネルギー消費と温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

廃棄物とリサイクル

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、製品の開発、製造、使用段階、その他の活動、ごみ排出の防止、廃棄物の再利用、リサイクルの安全で環境に優しい廃棄物の処分を考慮にすることを期待しています。

紛争鉱物

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、紛争地域や高リスク地域の成長や促進につながる原材料を自社の製品に使用してはならず、人権を侵害する武装集団に資金を提供しないよう適切な措置を講じることを期待しています。

化学物質

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、化学物質の製造や、これらの物質を年間1トン以上の量で欧州国へ輸入をする場合、REACH機関の中央データベースに情報（化学物質の登録、評価、認可及び規制）を登録することを期待しています。

製品の安全性

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、適用されるすべての製品安全規則及び仕様、特に製品の安全性、ラベル及びパッケージング、並びに有害物質及び材料の使用に関する法的要件を遵守することを期待しています。サプライヤー及びビジネスパートナーは、顧客、サプライヤー、サードパーティと知識とノウハウを共有し、自社製品の環境面と安全性について透明性のある積極的な方法でGreinerに通知します。

倫理的原理と原則

法的要件

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、倫理的で公正な事業活動を行い、適用されるすべての国内外及び地方の法律及び規則を遵守し、必要とするすべての承認を得ることを期待しています。

腐敗行為

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが国内外の取り組み（例：国連（UN）の取り決めや経済協力開発機構（OECD）、2010年英国贈収賄防止法）を尊重し、支持し、遵守することを期待しています。特に、従業員、下請け業者、又は代理店が、贈収賄、利益供与金、顧客、役員又はその他の第三者との間で、不適切な寄付若しくはその他の不適切な支払い、又は利益の提供又は受領を行わないことを保証するものとします。

贈収賄

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが何があしかの影響を意図して招待状や贈答品を悪用しないことを期待しています。これはGreiner従業員にも当てはまります。招待状及び贈答品は、その機会と使用範囲が適切である場合にのみ付与されるものとします。その価値自体は決して高いものではなく、地域的に許容される商慣習の表現としてみなされます。また、サプライヤー及びビジネスパートナーは、こうした不適切な利益を募り、受け取ることもないものとします。

マネーロンダリング

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーがマネーロンダリング防止の法的義務を遵守し、マネーロンダリング活動に関与しないことを期待しています。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、そのような信頼できるビジネスパートナーとのみ取引を行うものとします。

輸出入管理

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが商品、サービス、情報の輸出入に関する各種適用法についてすべて遵守することを期待しています。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、適用される貿易制限、禁輸及びその他の制限を尊重するものとします。

競争

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが事業の競争において公正に行動し、適用される独占禁止法について遵守することを期待しています。当社のサプライヤー及びビジネスパートナーは、競合他社との独占禁止法違反の合意には関与しておらず、すでにあるかもしれない市場の支配的立場を悪用することもないものとします。

利益相反

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、客観的基準のみに基づき意思決定を行い、個人的利益や関係による影響を受けないことを期待しています。

データ、企業秘密及び企業資産

当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、従業員、顧客、サプライヤー及びその他の利害関係者の個人情報保護に関するすべての適用法を遵守することを期待しています。さらに、Greinerとサードパーティのノウハウ、特許、取引及び企業秘密も同様に尊重しなければなりません。サプライヤー及びビジネスパートナーは、Greinerの書面による明示的な同意なく、そのような情報を第三者に渡してはなりません。当社は、サプライヤー及びビジネスパートナーが、適用される各種法律に従い、事業に関する情報及び業務に関する報告を公開することを期待しています。

適用範囲

当社はGreiner AGとして、サプライヤー及びビジネスパートナー並びにその従業員が責任ある行動をとり、現在有効な行動規範を遵守し、これに含まれる原理及び原則に従い業務に就くことを期待しています。サプライヤーまたはビジネスパートナーが取引の範疇においてサードパーティ（例：下請業者や代理人）と契約をする場合、Greinerは、当該サードパーティもまた、本行動規範に定める基本原則に従い業務に就くことを期待します。Greinerは、状況に応じて、サプライヤー若しくはビジネスパートナーのいる条件下で自主的に、又は事前に予告してサプライヤー若しくはビジネスパートナーの代表者がいる条件下で外部パートナーにより、定義された要件の遵守を現地検証する権利を留保します。

行動規範に対する違反の結果

現在有効な行動規範に違反する場合、サプライヤー又はビジネスパートナーはGreinerに報告する義務があります。サプライヤー又はビジネスパートナーが本行動規範で定義されている基本原則を遵守しない場合、Greinerは当該サプライヤー又はビジネスパートナーとの取引関係を特別に終結させる権利を留保するものとします。

違反の報告

Greiner AGとして、当社は当社の持つ価値観に生きるためにも、法的かつ倫理的に正しく振る舞うことが求められます。また、サプライヤー及びビジネスパートナーにも同様に法的かつ倫理的に正しい振る舞いを期待しています。本行動規範に対する違反を知り得たり気づいたりした場合は、当社プラットフォーム「TellGreiner」（<https://tell-greiner.com/Home/Start>）を通じて匿名で通告できます。

ご不明な点や違反行為に関しましては、いつでも当社のコンプライアンスオフィサー（office.compliance@greiner.com）までご連絡ください。

サプライヤー又はビジネスパートナーによる確認

これを以て、サプライヤー及びビジネスパートナーを対象とするGreiner行動規範を受領し、理解したことを確認します。また、当社の行動はサプライヤー及びビジネスパートナーを対象とするGreiner行動規範に規定する内容に基づき行われることを保証します。

会社名

氏名、役職

会社の登記番号（ある場合）

日付、場所

署名



写真著作権: iStockphoto